

発議第5号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正することについて

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
次のとおり改正する。

令和6年9月2日提出

提 出 者

香芝市議会議員

野 口 昌 史

賛 成 者

香芝市議会議員

中 谷 一 輝

清 川 希代子

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

6 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 567,000円
- (2) 副議長 月額 477,000円
- (3) 議員 月額 450,000円

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。